

そこにはつながりがある。

KUMAMOTO CITY CO-WORKING-SPACE

熊本市
コワーキングスペース
利用補助金のお知らせ

最大 **12** 万円

 熊本市
Kumamoto City

制度概要

熊本市への進出を検討する企業に対し、
コワーキングスペースの利用料の一部を支援します。

◆ 対象事業者

熊本市への進出を検討する企業
(一部業種及び個人は除きます)

◆ 対象施設

中心市街地にある
コワーキングスペース

◆ 対象経費・金額・期間

- ・施設利用料の2分の1
- ・利用者1人につき月額上限5千円
- ・最大2名まで
- ・1ヵ月以上から最長12ヵ月

※ドロップイン・オプション料金は除きます

◆ 詳細は裏面をご覧ください

熊本市 産業振興課 企業立地推進室
Phone : 096-328-2386
Mail : kigyouritti@city.kumamoto.lg.jp

新しく生きよう。
NEO ONE
KUMAMOTO

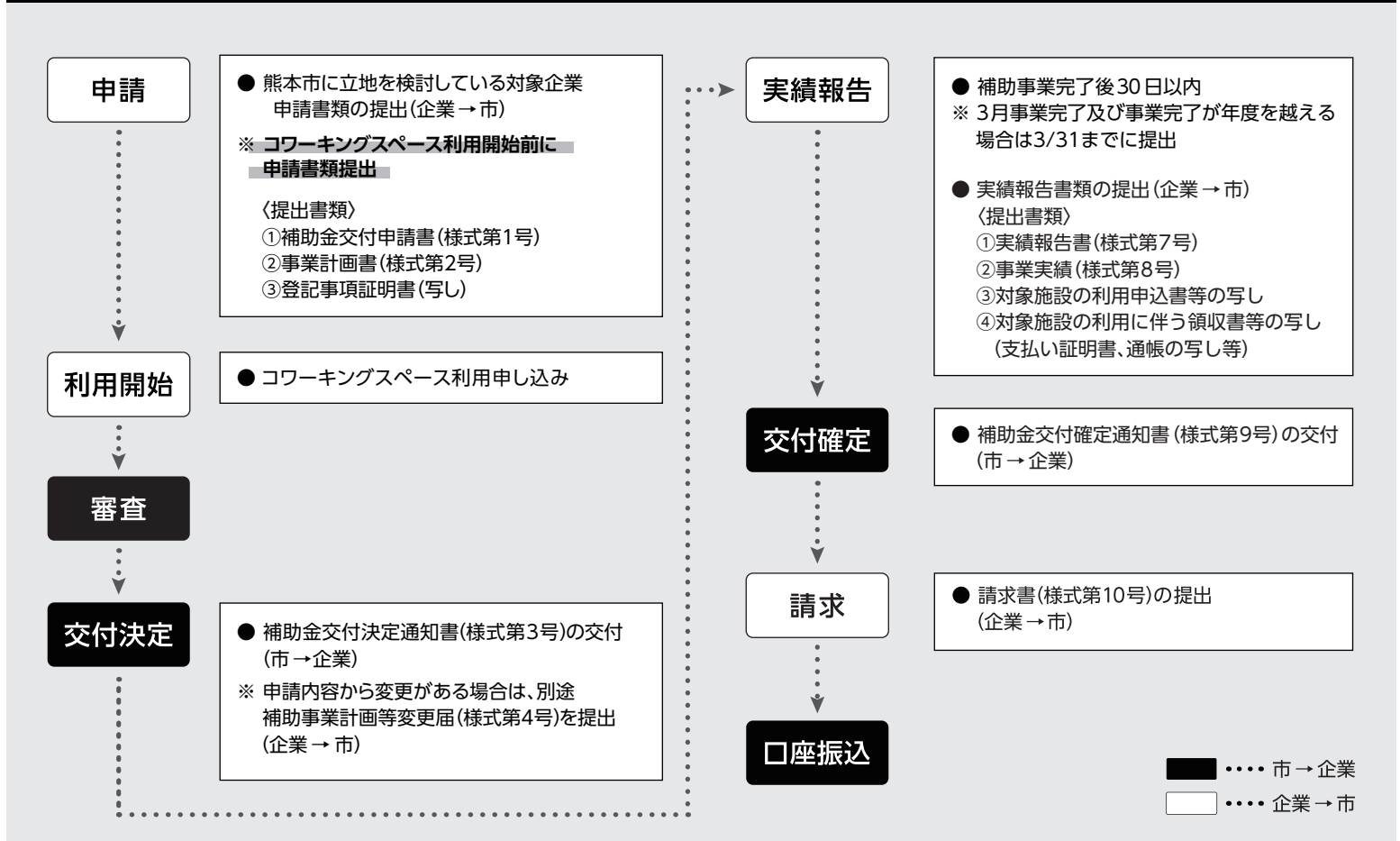
熊本市 首都圏企業誘致センター
Phone:03-3262-3840
Mail:toukyoujimusho@city.kumamoto.lg.jp



熊本市コワーキングスペース利用補助金 (概要)

対象要件	熊本市に本社及び事業所を有しないこと
対象企業	①本社機能の移転を検討する企業 及び ②下記の業種・事業を営む企業 ・製造業 ・ソフトウェア業 ・機械設計業 ・道路貨物運送業 ・デザイン業 ・商品・非破壊検査業 ・こん包業 ・情報処理・提供サービス業 ・コンテンツ事業 ・倉庫業 ・インターネット附随サービス業
対象施設	熊本市中心市街地にあるコワーキングスペース等 (例) びぷれすイノベーションスタジオ、未来会議室(下通店、桜町店)、 リージャス熊本PLACE花畑ビジネスセンター、リージャス熊本下通ビジネスセンター等
対象事業	対象施設で行う熊本市への立地の検討に関する事業
補助額	対象施設利用料の1/2を最大12カ月分(1,000円未満切り捨て)
その他	・ドロップイン及びオプション利用料金は除く ・補助上限額は利用者1人当たり月額5,000円、最大2人まで ・熊本市企業立地促進条例に規定する補助金の申請を行った場合は、当該申請を行った月まで補助 ・補助金の交付は、1企業につき1回まで ・年度を越えて継続して利用することも可能(年度毎の申請手続きが必要)

熊本市コワーキングスペース利用補助金 手続きの流れ



熊本市の企業立地情報はこちら

【お問い合わせ先】 熊本市企業立地推進室 096-328-2386 kigyouritti@city.kumamoto.lg.jp

熊本市首都圏企業誘致センター 03-3262-3840 toukyoujimusy@city.kumamoto.lg.jp

